

秦野市立東小学校 学校いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 学校はいじめ防止に向けた方向性・目標

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであり、その背景は多種多様なものがあります。秦野市教育委員会は、秦野市教育振興基本計画「はだの教育プラン」において、6つの基本方針の中のひとつとして「人権尊重、人間教育を基盤とした教育実践の継続による、いじめや不登校のない学校教育の充実」を掲げ、学校現場と連携した取組を推進しています。そして本校においても、教育目標「＝思いやりをもち、他の人と協調して生活できる児童の育成」をもとに取組を進めてきているところです。私たち東小学校教職員は、学校教育推進の重要な視点として常に意識を持って教育実践に携わることが求められています。

いじめ防止に向けた取組は、「対処」「対応」「土壌づくり」の3つの視点が必要です。発生した事案に対して保護者と連携し、真摯にその解決に向けて全力を尽くす「対処」、早期発見のための調査活動や相談活動等の「対応」、日常的に人権教育・道徳教育の実践や、児童とともにいじめ撲滅のための運動や活動を重ねる「土壌づくり」の3視点です。それぞれの視点に立ち、東小学校はいじめ防止に係る基本方針をここに定めます。

(2) いじめの定義、いじめの理解

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努めることが必要です。

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

●いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) いじめの防止

○未然防止のための取組

- ①いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要です。そのためにも、道徳の授業はもちろん、教育活動全般において道徳教育・人権教育を推進します。
- ②子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築くことができるように、コミュニケーション能力等の育成に努め、明るく健全な学級の雰囲気づくりに努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることが求められます。そのためにも、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。
- ③日頃よりきめ細かい児童観察に努め、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている不安や人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。そのためにも、会話や文章を通した児童との「対話」を心がけます。
- ④児童会主催のあいさつ運動の実施や、児童会によるいじめ撲滅のためのスローガンの策定、児童によるいじめ撲滅に向けての取組を積極的に支援します。
- ⑤ボランティア活動や地域行事等での体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組を進めます。

○教職員の資質能力向上を図る取組

- ①日頃より学年教職員集団を基本としたチームでの組織的な運営に努め、学年経営や学級経営についての情報交流を密に行います。
- ②校内研修会・研究会を充実させ、互いを見合いながら切磋琢磨する姿勢を持ち、「わかる・できる・楽しい授業づくり」に努めます。
- ③児童のコミュニケーション能力等の育成及び情報モラル教育の充実を図るために、

教育委員会等の主催による研修会に積極的に参加します。

- ④道徳授業を計画的に行い、学年教員組織の中で、教材の有効性や、授業実践時の児童の様子等を語り合いながら、道徳授業実践に努めます。

(2) 早期発見

○いじめの早期発見のための取組

- ①いじめの早期発見に向け、教員が日頃から、子どもの表情や態度のわずかな変化やサインを見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ることが重要です。そのためにも学年教職員集団を基盤とした組織的な情報交流や啓発活動に積極的に努めます。
- ②定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもの状況を把握するとともに、子どもが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めます。
- ③児童や保護者が相談員・スクールカウンセラーとの巡回教育相談や面談を効果的に行うことができるよう、教育相談コーディネーターが中心となり適切な環境整備に努めるとともに、支援教育部会を開催して情報を共有し、支援の方向性について共通理解を図ります。
- ④いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、家庭や地域に向けていじめに関する啓発を行い、大人が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。そのためにも学校だよりや学年、学級通信を効果的に活用するとともに、保護者や地域の方々の来校の機会を多く持つことに努めます。

(3) いじめに対する措置

○いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

○所轄警察署との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

○いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめられた児童の安全を確保します。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて学校生活を送ることができる環境の確保を図ります。

○いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめた児童にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに継続的な助言を行い

ます。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持てるように指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童等に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

○インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

○いじめ発見から対応にいたるフロー図（別紙①）

（４）「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以降「組織」と表記）の設置

○いじめ防止対策委員会（兼児童指導委員会/毎月開催）…組織A

(1)組織の役割

- ア 各学年からの児童支援に関わる事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、学校全体としての対応を協議、確認する組織である。いじめ防止の観点では、事案に対する対処及び未然防止、早期発見のための対応協議を図る役割を担う。
- イ 具体的には、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ウ 併せて、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核を担う役割である。

(2)構成員：校長 教頭 児童指導担当者 各学年支援教育部

教育相談コーディネーター 養護教諭 支援級担当者

スクールカウンセラー 等

(3)組織と教育相談体制

事案に応じて教育相談コーディネーターがスクールカウンセラーと調整を行い、本人及び保護者との相談または担任との相談を設定する。

(4)組織と児童指導體制

各学年支援教育部より学年教員へ連絡し指導の共通理解を図る。必要に応じて児童支援全体会を行う。

（５）重大事態への対処

○重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

ア いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

イ いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

ウ 児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合にはただちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

③調査の主旨

- ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- イ 市教育委員会への調査結果の報告

④調査の主体

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」（組織 A）が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときには、教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該学校を設置する教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

⑤調査を行うための組織について

○危機管理委員会…組織 B

ア 役割

いじめ行為がいつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員

がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする役割を担う。

イ 構成員

校長 教頭 総括教諭 学年主任 教育相談コーディネーター
児童指導担当者 スクールカウンセラー 等

(その他、場合に応じて関係諸機関に出席を依頼する。)

⑥事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、上記の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

⑦重大事態に係るその他留意事項

学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に協力の要請を行います。

○調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をします。

イ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見文書を添えて、調査結果の報告を提出します。

②調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は教育委員会を通じて市長に報告します。

○重大事態への対応フロー図（別紙②）

（6）いじめ防止のための年間計画（別紙③）

（7）その他留意事項

○秦野市教育委員会教育指導課、秦野警察署生活安全課、秦野市役所こども若者相談担当、平塚児童相談所、地域民生委員、保護司等関係組織との連携及び情報共有については必要に応じて随時行うものとする。

令和6年4月1日改正